

埼玉県人権教育推進協議会会議録

開催日時	令和 6 年 7 月 1 6 日（火） 午後 2 時～午後 3 時 3 0 分
会 場	オンライン（Zoom）
（出席委員名） ・阿左美健司 ・林 尚示 ・橋本 久雄 ・石川 薫 ・谷野 裕子 ・上原 美子 ・相澤 靖子 ・有賀 弘一 ・大澤 紀子 ・小野 知二 ・中澤美奈子 ・岩田 泉 ・宮崎 宣男 ・荻野裕佳里 （欠席委員名） ・渡辺 大輔 ・笠松 直美 ・宮寄 晋 ・市川 広美 ・加藤 英明	
1 報 告 令和 6 年度人権教育課事業概要について ○ 事務局が資料に基づき説明 【質疑応答：前半】 委 員： 1 つ目は質問だが、教育局職員の研修がどのような内容で実施しているのか、教えていただきたい。2 つ目は意見だが、人権教育実践報告会の分科会で同和問題が一つの大事な課題だと思うが、必ず分科会で取り上げるということではなく、地域の様々な課題、あるいは教職員の問題意識などに合わせて議論されていくべきだと思うし、人権教育課としてもそういう立場で御努力いただきたい。また、実践報告会が、今年はいわゆる働き方改革との関係で若干簡略化されたというふうにとらえているが、大変重要な問題なので、自由に活発な議論の中で実施すべきである。 事務局： 教育局職員の研修の内容は、1 つ目は人権教育とは何かについて確認をするものである。教育局には大勢の職員がいて、それぞれが様々な業務に当たっているため、全員が人権教育に詳しいというわけでもないの、まずはそこからスタートしている。2 つ目として、国、県の人権に関する動向について、各職員に確認してもらう。3 つ目として個別の人権課題について、性的指向・性自認、その他様々な人権課題の中から、時間の制約もあるので、いくつかをピックアップをして、それについて確認をする、そういった内容になっている。 委 員： 12 ページの人権教育実践報告会の開催について伺いたい。開催方式についてだが、昨年度、東部地区ではオンラインで開催したと思うが、今年度は南部、西部地域で一部分科会をネットで配信して実施するとなっている。コロナ禍以降でこのような状況が続いているが、今後、ネット中心のこのような開催方式を推進されていく方向か、それともハイブリッドで行うなど、ケースバイケースなのか、教えていただきたい。 事務局： 基本的には、今まで集合形式であったものをオンラインにしていくという方	

向であるが、実践報告会の実施後に、オンラインで実施してみてどうだったか、実際に開催に関わった方々からの意見も踏まえた上で、今後対応していきたいと考えている。

委員： 埼玉県の実施方針や推進指針と、国の基本計画の共通点や、あるいは相違点について教えていただきたい。

事務局： 県の人権教育実施方針は、平成 25 年 2 月に策定され、令和 4 年に第二次改定されたものである。新しい人権課題として、ヤングケアラーや性的指向・性自認などを反映させている。また、先ほど、説明させていただいたが、指導方法の工夫改善というところで、県で人権感覚育成プログラムを作成し、その活用を推進している。そういった点もこの方針の中に盛り込んでおり、県独自の取組といえるものと考えている。

【質疑応答：後半】

委員： 子どもの権利条約のポイントの 1 つは子供の意見表明である。大人の側からみると、子供の声を聞くということだと思っている。先日の 6 月議会で、第 4 期埼玉県教育振興基本計画が策定されたが、その施策の中でも、子供の意見表明による主体性の育成、主権者教育の推進と明記されていて、とても大切な視点だというふうに思っている。先ほどの子供の人権に係る説明だと、もちろんいじめや虐待への対応は大切であるが、意見表明ということに関わる視点がやや弱かったような感じがする。県立学校では、学校評価懇話会の一員として生徒の意見表明というのを県も大切にされていて、県立学校人事課の通知文書でも主権者教育の一環と明記されているので、そういった視点から人権教育も進めていただきたい。

事務局： 子供の人権については、委員からあった意見も踏まえ、取り組んでまいらる。

委員： 2 点ほど発言させていただく。

1 点目。個別の人権課題の説明の中で、インターネットによる人権侵害、性的指向・性自認に関する問題などが、最近、多くの学校で対応に困っていることかと思う。性的指向・性自認については、学校相談体制の充実だとか、LGBTQ オンラインサロンなどを実施しており、大変すばらしい取組である。特に、専門家による相談体制ができているということは、個々の事例に寄り添った適切な対応ができるので、学校としても大変ありがたい取組ではないかと考える。また、ヤングケアラーについても、出張授業や講演会など、多くの学校を対象に実施しているということで、他県と比べてもよい取組が進んでいると思う。それぞれ、対象の学校が徐々に広がってきているが、内容の一層の充実と、一度実施したら終わりということのないように、各学校が常に意識を高く持って対応できるよう指導いただけるとありがたい。

2 点目。資料によると、初任者から管理職まで様々な年代における人権に関わる研修が計画的に行われている。大変よいことだと思うが、私立学校では、残念ながら体系的な年次研修がないため、幅広い年齢層の先生方が人権教育に関してなかなか学ぶ機会がない。資料の 2 ページに行政連絡会議というのがあった。人権教育課と総合教育センターと学事課とで、協力体制について共通理解を図る会議ということであるが、そこでよい事例や参考となる資料などを共有いただき、私立学校にも情報提供していただけるとありがたい。

事務局： 1 点目の現在実施している取組については、今後も見直しを図りながら、改善すべきところは改善し、内容の充実に取り組んでまいりたい。

2 点目の私立学校に対しての情報提供については、行政連絡会議の場を通じて、学事課等にも情報を共有させていただき、私立学校の職員にも県での取組を周知ができるようにしてまいりたい。

委員： 国の人権教育・啓発に関する基本計画の見直しの議論が法務省で進んでおり、インターネットでも情報提供がされているが、そこで話題になっていたのが、ハンセン病の個別課題についてである。各人権課題の中で、具体的にどのような取組を行っているのか、詳細を教えてください。

事務局： ハンセン病については、先ほどお話をさせていただいたところだが、教職員の啓発ということで、厚労省が作成したパンフレットを配布している。それぞれの人権課題について当事者がいるので、優先順位はつけられないところではあるが、埼玉県としては、パンフレットによる啓発を行っているものである。ハンセン病に限らず、人権問題については、まず周知を確実に行った上で、国の動向にも注視しながら、対応してまいりたい。

2 その他

【委員からの情報提供等】

委員： 人権擁護委員について PR したい。人権擁護委員は法務大臣委嘱の非常勤国家公務員で、現在、埼玉県内では 448 人が委嘱されている。人権擁護委員の職務としては、人権相談、それから人権啓発、人権救済が主なものであるが、いまいち制度そのものが認知されていないという状況がある。「もっと目立とう人権擁護委員」を合言葉に、今後、活動していきたいと思っているのだが、例えば昨年 9 月 14 日には、埼玉県のマスコットキャラクターのコバトンとさいたまっちを人権大使に委嘱した。翌日の新聞で、記事として扱っていただけたのは 1 紙のみだった。もっと人権擁護委員をアピールしていきたい。

3 閉会